

攻めの園芸緊急生産対策事業 Q&A

R7年3月 農産園芸課

〔要件等〕

Q1 受益地は農振地でなければならないか

A1 主たる受益地は、原則として農業振興地域の農用地区域及び生産緑地地区とする。

Q2 事業実施にあたって、事務手続きを行う市町村は、属地か属人か。

A2 受益者や受益地、実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、市町村間で協議いただきたい。

なお、県境を越えるもの（隣県のほ場が受益となる、隣県の農家が所有する県内のほ場で事業を実施する）は、県の農業振興の観点から対象外とする。

Q3 借地での事業実施は可能か

A3 事業上の制限はない。貸主と十分協議のうえ、同意を取得してから事業に臨みたい。

Q4 ナシの防霜対策として、トンネルハウスとスプリンクラーを併せて 30a の面積要件を満たすとみなせるか。

A4 面積要件は同一技術として野菜・果樹 30a、花き 20a としている。従って、トンネルハウス、スプリンクラーそれぞれの技術として、要件を満たす必要がある。

Q5 本圃のハウスと育苗ハウスを併せて、3戸の受益戸数要件を満たすとみなせるか。

A5 本圃と育苗は同一技術とはみなさない。

Q6 ひとつのハウスで夏にキュウリ、冬にほうれん草を栽培している場合の受益面積の考え方は。

A6 実面積とする。

Q7 育苗ハウスの受益面積は、育苗ハウスの面積か、本圃の面積か。

A7 本圃の面積とする。

Q8 イチゴ、トマト、キュウリを併せて3戸の要件を満たせるか。

Q8 同一技術に取組み、共同要件を満たせる場合は、3戸要件を満たすとする。

Q9 共同要件について、部会等の講習会に事業主体の構成員が参加することは、共同作業とみなせるか。

A9 講習会への参加は、共同作業とはみなさない。

〔ポイント〕

Q10 県優先ポイントについて、3戸中1戸が「ゆうべに」を栽培しているが、ポイントの対象となるか。

A10 3戸全員が「ゆうべに」を栽培している場合に、優先ポイントを付与するものとする。

Q11 県優先ポイントの中山間農業モデル地区強化(支援)事業のモデル地区は、受益地の一部または受益者の一部がモデル地区に該当する場合は、ポイントの対象となるか。

A11 受益地の面積の過半がモデル地区に該当する場合は、ポイントの対象とする。

Q12 県優先ポイントの高度環境制御施設とは何か。

A12 炭酸ガスや温度などのハウス内環境を複合的に制御する制御盤が導入された施設とする。そのため、炭酸ガス発生装置(「ゆうべに」以外)や自動開閉装置単体での導入は、県優先ポイントの付与対象とはしない。

〔対象品目〕

Q13 事業が取組める品目は(果樹)。

A13 実施要領に別紙の採択基準に「熊本県野菜・果樹・花き農業振興計画に掲げてある振興品目を対象とする」とある。果樹農業振興計画に県の主要な振興品目として推進する常緑果樹/落葉果樹に記載のない品目については、その他として以下の要件をすべて満たす果樹としている。

①振興方針について、県の承認を得た、果樹産地構造改革計画に記載されていること。

②地域果樹産地協議会において、指導体制、栽培指針等が整備されていること。

したがって、上記の要件を満たす場合は事業に取組める。

〔補助対象経費〕

Q14 かん水施設について、スプリンクラーとかん水チューブが混在してもいいか。

A14 同一技術での面積要件と共同性の確保の観点から、事業実施主体として共通の基本仕様を定め、基本的には受益者全員がその仕様に従うこと。

Q15 既存の貯水槽から園地までの配管のみは対象となるか。

A15 さく井と一体として導入する園地までの配管は補助対象となる。配管のみは対象としない。

Q16 ハウス本体事業費は、何が含まれるか。

A16 本体事業費は、基礎部材、骨材、補強材、被覆資材、ハウス本体の工事費、諸経費とする。暖房機、カーテン資材、天井換気扇等の費用とそれらの設置に係る工事費は、本体事業費に含まない。

〔さく井〕

Q17 さく井で、事業対象として概ね 100m(120m)掘削し、水が出ない場合は、さらに深く掘削したい。120m までは補助対象、120m を越えた分は受益者負担で取組んでよいのか。

A17 100m 掘削するのと、150m 掘削するのでは、ドリルの口径や機材が変わってくる可能性がある。そのため 120m まで掘削する事業対象経費の中に 150m まで掘削する経費が含まれる可能性があるため、120m 分までも補助対象とはしない。

〔事務手続き〕

Q18 計画承認後、受益者1名が辞退を申し出た。残りの受益者で3戸以上を満たせば事業は可能か。

A18 辞退が発生しないよう、事業取組前に参加の意思確認をしっかりと行うこと。受益者負担の資金計画についても、書類等で確認すること。辞退の経緯を整理すること。

Q19 交付決定後、受益者1名が辞退を申し出た。残りの受益者で3戸以上を満たせば事業は可能か。

A19 辞退が発生しないよう、事業取組前の参加の意思確認、受益者負担の資金計画について書類等で確認すること。事業の進捗状況を適時、受益者全員に周知すること。施工箇所の変更にあたる場合は、重変事項となるため、変更計画承認、変更交付申請、変更交付決定の処理を行う。農産園芸課に顛末、再発防止策を整理し提出すること。

Q20 交付決定後、受益者1名が辞退を申し出て、3戸要件を満たさなくなった。

A20 国庫事業に準じ、受益者が事業開始後にやむを得ず3名に満たなくなった場合は、新たに受益者を募ること等により、3名以上になるように努めるものとする。なお、事業開始は、着手日とし、通常、入札公告の開始日とされている。

Q21 業者決定は、一般競争入札か。

A21 基本的には一般競争入札とする。

Q22 1市町村で複数の事業があり、一律 30%以内で内報があつたが、入札後、補助率を 33%不用額が生じる事業と、補助率 33%未満の事業がある。不用額を 33%未満の事業に補填してよいのか。

A22 事業ごとに内報をだしているため、不用額は他の事業に補填することはできない。不用額は引き上げる。

〔高温対策資材関係〕

Q23 対象資材以外に、どういった資材が対象となるのか？

A23 公的機関において、被害等が10%以上軽減できるという検証結果が必要。詳細については、個別で相談をお願いします。

Q24 果実保護資材とは、どういうものが該当するのか。

A24 例えばサンテなどは対象となる。果実を保護するテープなどは3年以上持たないため補助対象外。

Q25 果実鮮度資材とは、どういうものが該当するのか。

A25 貯蔵する果実を個装する資材(P プラス等)。ただし、複数年利用するものを対象とする。絵柄入りP プラスは、補助対象外。

Q26 資材のしゅん工確認検査はどうなるのか。

A26 資材の場合、事業主体ごとに、実績報告や概算払い請求時に添付する、市町村の納品確認検査時等の写真を持って、替えるものとする。そのため、県への実施設計書の提出は求めない。